

2025 年 4 月

保護者各位

明 治 学 院 中 学 校
校 長 大 西 哲 也

中学校の授業料等軽減制度について

本校では、下記の授業料等の軽減制度、奨学金制度がございますので、必要に応じて各種手続きをいただきたくお願い申し上げます。詳しくは、事務室までお問い合わせください。

1. 明治学院中学校授業料等軽減制度

年度途中において生じた経済的理由により生徒の学業継続が困難となった場合に保護者の負担を軽減することを目的とする本校独自の軽減制度です。

主たる生計を支えている家族が、①死亡、②疾病・障害等による長期入院、③倒産・失業、④その他のいずれかに該当し、年度途中に収入の道が断たれるか、減収となった時に申請できます。

本軽減制度は、授業料および施設費・教育維持費が軽減対象となります。

軽減金額：当該年度の授業料等（授業料・施設費・教育維持費）合計額の半額を上限とする。

年度途中においては、対象月以降の授業料等の半額を上限とする。

申請時期：毎年 6 月（5 月に BLEND にて保護者へお知らせを配信）

支給方法：軽減金額決定後、学費口座へ振込

2. 私立中学校等授業料軽減助成事業について（予定）

東京都では、私立中学校に通う生徒の保護者の方の授業料負担を軽減するために、私立中学校等授業料軽減助成事業を実施いたします。東京都にお住まいの方はどなたでも申請できます。

給付金額：年額 10 万円

給付要件：東京都在住者

申請時期：9 月頃（8 月以降に東京都在住者へお知らせを配信予定）

支給方法：1 月頃

* 詳しくは、公益財団法人東京都私学財団 HP をご確認ください。

東京都私学財団 HP <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

HOME > 都民・保護者の皆様へ > 私立中学校等授業料軽減助成金事業



（裏面に続く）

3. 明治学院中学校・東村山高等学校同窓会奨学金

明治学院中学校に在籍する中学2年生および中学3年生の内、前年度の学業成績が上位であった者で、人物評価が良好な者に対し、奨学金を給付する制度です。(2021年度新設)

給付金額：年額20万円

選考時期：毎年6月頃

支給方法：10月頃、学費口座へ振込

4. 明治学院東村山高等学校特別奨学金

中学校3年間を通して、学業成績が上位であった者かつ人物評価が良好な者で、明治学院中学校から明治学院東村山高等学校へ移行進学する者に対し、奨学金を給付する制度です。

給付金額：明治学院東村山高等学校1年次の授業料半額相当額

給付期間：明治学院東村山高等学校入学後1年間

支給方法：各学期末に該当月額分を学費口座へ振込み

5. 明治学院ぶどうの木奨学金（キリスト教会牧師が扶養する子への奨学金）

明治学院に学ぶ、キリスト教会牧師が扶養する子の学業奨励、および建学の精神にふさわしい人物の育成に資することを目的とした奨学金です。

給付金額：年額30万円を目安とする

申請時期：4月中旬まで（事務室で申請書類を配布）

支給方法：6月下旬および12月下旬（予定）に学費口座へ振込

*詳しくは、「学校法人明治学院」のホームページをご確認ください。

<https://meijigakuin.jp/christianity/scholarship/>



明治学院中学校授業料等軽減制度の詳細については、全校生徒・保護者へ BLEND にて配信し、本校ホームページの在校生・保護者の方ページにも掲載いたします。

各申請書類については、提出期限を厳守の上、忘れずにご提出いただきますようお願いいたします。なお、必要に応じて生徒本人・保護者へ個別に事務室よりご連絡する場合がございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

明治学院中学校 事務室 担当：天野・宮内

042-391-2142